

2025 年 10 月 3 日

各位

会 社 名 桂川電機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渡邊 正禮
(コード番号:6416 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常務取締役 朝倉 敬一
電 話 番 号 03-3758-0181

**株式会社Lemonによる当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2025 年 9 月 25 日付「株式会社 Lemon による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社 Lemon（以下「Lemon」といいます。）は、2025 年 8 月 12 日から 2025 年 9 月 24 日まで当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、本公開買付けの決済の開始日である 2025 年 9 月 30 日をもって、当社株式 1,435,114 株（議決権所有割合（注）：93.68%）を所有するに至り、Lemon は当社の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に定める特別支配株主となりました。

これを受け、Lemon は、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社が 2025 年 8 月 8 日付で公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（ただし、Lemon が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を Lemon の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（ただし、Lemon 及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を Lemon に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で Lemon から本株式売渡請求を行う旨の通知を受領し、本日付の当社取締役会決議により、本株式売渡請求を承認することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から 2025 年 11 月 4 日まで整理銘柄に指定された後、2025 年 11 月 5 日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなりますので、

併せてお知らせいたします。

(注) 「議決権所有割合」とは、当社が 2025 年 8 月 8 日に公表した「令和 8 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数(1,552,500 株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(20,503 株)を控除した株式数(1,531,997 株)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の計算において同じです。

なお、本株式売渡請求は公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われるため、本意見表明プレスリリースの記載と同様の内容となる箇所においては、本意見表明プレスリリースの該当箇所を参照しております。

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

① 名称	株式会社 Lemon
② 所在地	福岡県福岡市東区香椎台一丁目 8 番 5 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 田代 雅也
④ 事業内容	1. 株式、有価証券の保有、売買、運用及び管理業務 2. 不動産の保有、売買、賃貸借、仲介及び管理業務 3. 経営及び財務に関するコンサルティング業務 4. 投資業 5. その他前各号に附帯又は関連する一切の業務
⑤ 資本金	5,000 円
⑥ 設立年月日	2025 年 6 月 30 日
⑦ 大株主及び持株比率 (2025 年 10 月 3 日現在)	田代 雅也 80% 渡邊 正禮 20%
⑧ 当社と特別支配株主の関係	
資本関係	Lemon は、本日現在、当社株式 1,435,114 株(議決権所有割合:93.68%)を所有しております。
人的関係	本日現在、当社の代表取締役社長である渡邊正禮氏及び当社の取締役である田代雅也氏は Lemon の取締役を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。

	関連当事者への該当状況	本日現在、Lemon は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。
--	--------------------	---

(2) 本株式売渡請求の日程

売渡請求日	2025 年 10 月 3 日（金曜日）
取締役会決議日（当社）	2025 年 10 月 3 日（金曜日）
最終売買日	2025 年 11 月 4 日（火曜日）（予定）
上場廃止日	2025 年 11 月 5 日（水曜日）（予定）
株式取得日	2025 年 11 月 7 日（金曜日）（予定）

(3) 売渡対価

当社株式 1 株につき、960 円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、Lemon より、本日付で、本株式売渡請求を行う旨の通知を受領いたしました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）
該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号・第 3 号）
Lemon は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 960 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
2025 年 11 月 7 日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

Lemon は、本売渡対価の全てを、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入を原資として支払うことを予定しております。Lemon は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、みずほ銀行作成の 2025 年 8 月 7 日付融資証明書を提出しております。Lemon において、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について Lemon が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。また、本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続として行われるものであります。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の過程及び理由により、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2025 年 9 月 25 日、Lemon より、本公開買付けの結果について、当社株式 1,435,114 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2025 年 9 月 30 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、Lemon の有する当社株式の議決権所有割合は 93.68%となり、Lemon は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。このような経緯を経て、当社は、Lemon より、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき本株式売渡請求を行う旨の通知を、本日付で受領いたしました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日付の当社取締役会決議において、(i) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のと通りの過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情は生じていないこと、(ii) 本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格に設定されているところ、当該価格は、上記のとおり、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の実質的な関与の下、Lemon との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であり、また、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」及び本意見表明プレスリリースの別添に記載のとおり、本特別委員会から取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）においても、妥当であると認められると判断されている等、本売渡株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えられること、(iii) Lemon は、本売渡対価の全てを、みずほ銀行からの借入れを原資として支払うことを予定しており、また、Lemon は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、みずほ銀行作成の融資証明書を提出しており、また、Lemon によれば、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、Lemon による本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、Lemon からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する決議をいたしました。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、本株式

売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年11月4日まで整理銘柄に指定された後、2025年11月5日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続として行われるものであります。公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」及び本意見表明プレスリリースの別添をご参照ください。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、Lemon 及び当社との間で、協議・検討していく予定です。

5. MBO等に関する事項

本日現在、Lemon は当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会決議による本株式売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2025年8月8日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得するなど、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを基本方針としております。

本株式売渡請求に係る承認を含む本取引に関しても、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと考えております。

また、本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであります。その他のMBO等に関する事項については、本意見表明プレスリリースの「10. MBO等に関する事項」及び本意見表明プレスリリースの別添をご参照ください。

以上